

調査対象及び調査事項

機械修理業、電気機械器具修理業について

1. 調査対象

- (1) 「**機械修理業(電気機械器具を除く)**」の調査対象は、顧客の要請に応じて、①一般機械の修理、②建設機械及び鉱山機械の整備修理の業務を営む事業所である。
- (2) 「**電気機械器具修理業**」の調査対象は、顧客の要請に応じて、電気機械器具の修理業務を営む事業所である。

ただし、次のような業務を行う事業所は調査の対象としていない。

- ①修理する商品と同種の商品を製造する事業所(製造業)
- ②修理する商品と同種の商品を販売する事業所(卸売・小売業)
- ③自動車整備業務
- ④衣服縫製修理業務
- ⑤船舶修理業務、鉄道車両改造修理業務(鉄道業の自家用を除く。)、鉄道業の鉄道車両修理工場、航空機オーバーホール業務
- ⑥時計(電気時計を含む。)の修理を行う事業所

2. 調査事項

- (1) **事業所数**は、調査結果(令和2年6月1日現在)の母集団数である。
事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社、本店、支社、支店又は営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社、支店又は営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社、本店の事業所。「**支社**」とは、他の場所にある本社、本店の統括を受けている支社、支店、営業所などの事業所。
なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、集計事業所数の内数である。調査事項によっては複数の項目に記載している事業所が存在しているため、事業所数を「該当事業所数」で表記している。
- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社及び合同会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社、本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、令和2年6月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) **事業所の系統**の区分は、以下のとおり。
 - ①「**設備メーカーの系列企業**」は、機械設備、電気設備、計装設備等の製造・販売を行う企業の系列企業が該当する。
 - ②「**設備ユーザーの系列企業**」は、機械設備、電気設備、計装設備等を利用し、生産活動を行う企業の系列企業(輸送機関、電力系統等の大口需要者等)が該当する。
 - ③「**その他(独立系)企業**」は、設備メーカー、設備ユーザーとは関連のない企業が該当する。

(5) **従業員数**は、令和2年6月1日現在の数値。

① **従業員数**とは、事業所に所属している人で、当該業務（機械修理業務又は電気機械器具修理業務をいう。）以外の業務の従業員及び他の会社（企業）など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人（送出者）を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人（受入者）を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア 「**個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業員**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者）**」

a 「**個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業員**」のうち、**個人業主（個人経営の事業主）**とは、個人経営の事業主（共同経営者を含む。）で、実際にこの事業所の業務に従事している人。**無給の家族従業員**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人。

b 「**有給役員**」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬や給与の支払いを受けている人。

c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人」で「令和2年6月1日現在も雇用されている人」をいい、「正社員・正職員としている人」、「正社員・正職員以外の人（パート・アルバイトなど）」に区分される。

・「**正社員・正職員としている人**」とは、「常用雇用者」のうち、「正社員・正職員」として処遇している人。一般的には、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む。）、一週間の所定労働時間で働いている人。

・「**正社員・正職員以外の人（パート・アルバイトなど）**」とは、「正社員・正職員としている人」以外で「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人（契約社員も含む）。

・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「正社員・正職員以外の人（パート・アルバイトなど）」に記入した従業員全員の総労働時間（1週間分）を所定労働時間（1週間分）で除して算出した人数。

d 「**臨時雇用者（常用雇用者以外の雇用者）**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人。

イ 「**総計のうち別経営の事業所に派遣している人**」とは、事業所の従業員（2. (5)）のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人。

② 「**総計のほか別経営の事業所から派遣されている人**」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人。

(6) **事業従事者数**は、令和2年6月1日現在の数値。

① **事業従事者数**とは、事業所の従業員（2. (5)）から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

② **主たる業務（機械修理業務又は電気機械器具修理業務）の事業従事者数**は、主たる業務に従事する、下記のような事業従事者数をいう。

ア 「**管理・営業部門**」：一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人。

イ 「**技術部門**」：機械設備関連、計装設備関連、情報処理関連、検査関連などの業務に従事する人。

ウ 「**その他**」：上記以外に、機械修理業務又は電気機械器具修理業務に従事する人。

(7) **年間売上高**は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び業務別（「機械修理業務」、「電気機械器具修理業務」）の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高（事業収入額）に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない資産運用や資産売却による収入は含まない。

なお、本社と支社(営業所)間又は支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を当該年間売上高とする。

(8) **業務種類別**の区分は、以下のとおり。

〈機械修理業務〉

- ①「**一般機械器具(建設・鉱山機械器具を除く)**」とは、建設・鉱山機械器具を除く一般機械器具の修理業務をいう。具体的には、ボイラ、原動機、農業用機械(農業用トラクタ、耕耘機など)、金属加工機械(切削加工機械、プレス・鍛造機械など)、繊維機械(紡績機械、染色整理仕上機械、縫製機械など)、特殊産業用機械(食品機械、木材加工機械、製紙機械、印刷・製本機械、鋳造機械、プラスチック加工機械、半導体製造装置、真空装置など)、一般産業用機械(ポンプ、空気圧縮機・送風機、エレベータ・エスカレータ、荷役運搬設備、工業窯炉、化学機械など)、事務用・サービス用・民生機械器具(事務用機器、冷凍機・温湿調整装置、娯楽機械、自動販売機など)、その他(消火装置、包装・荷造機械、産業用ロボットなど)等の修理業務をいう。
- ②「**輸送用機械器具(自動車・同附属品を除く)**」とは、航空機整備、産業用運搬車両(フォークリフトなど)修理等の自動車を除く輸送用機械器具の修理業務をいう。
- ③「**精密機械器具(時計を除く)**」とは、計量器・測定器・分析機器・試験機、測量機械器具、医療用機械器具、理化学機械器具、光学機械器具(写真機、映画用機械、望遠鏡など)等の時計を除く精密機械器具の修理業務をいう。
- ④「**建設・鉱山機械器具**」とは、ロードローラ、コンクリートミキサ、破砕機、選別機、建設用クレーン、建設用ショベルトラック等の建設・鉱山機械器具の修理業務をいう。
- ⑤「**その他**」とは、電気機械器具を除く上記以外の機械器具修理業務をいう。

〈電気機械器具修理業務〉

- ①「**電気機械器具**」とは、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具(電子計算機と通信機械器具を除く。)の修理業務をいう。具体的には、発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具(発電機、電動機、変圧器類、電力開閉装置、配電盤、電力制御装置、配線器具、電気溶接機、内燃機関電装品など)、民生用電気機械器具(ちゅう房機器、空調・住宅関連機器、電気洗濯機、衣類乾燥機、電気掃除機など)、電球・電気照明器具、電子応用装置(X線装置、医療用電子応用装置、電子顕微鏡など)、電気計測器、工業計器、医療用計測器等の修理業務をいう。
- ②「**情報通信機械器具**」とは、通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、電子計算機及び附属装置の修理業務(ATM装置等)をいう。
- ③「**その他**」とは、上記以外の電気機械器具修理業務をいう。

(9) **発注元別**の区分は、以下のとおり。

- ①「**親会社**」とは、自社の親会社(議決権の50%超を所有している会社)からの発注。
- ②「**親会社以外**」とは、自社の親会社以外の法人からの発注。
- ③「**個人**」とは、法人ではなく個人からの発注。

(10) **業務種類別**の区分は、以下のとおり。

- ①「**日常保全**」とは、日常保守点検、1日～2日の計画修理等。
- ②「**定期修理**」とは、シャットダウンメンテナンス、設備を一定期間停止して行うメンテナンス。
- ③「**保守契約**」とは、年間一括保守等。
- ④「**スポット**」とは、突発故障や事故の対応等。
- ⑤「**その他**」とは、前記以外の修理業務。

(11) **契約種類別**の区分は、以下のとおり。

- ①「**請負方式**」とは、積算を根拠に契約金額を決定するものをいう。(見積もり方式)
- ②「**人工方式(マンパワー)**」とは、施工人工×単価で契約金額を決定するものをいう。
- ③「**設備単価方式**」とは、人数・人工にかかわらず対象設備ごとに契約金額を決定するものをいう。
- ④「**その他**」とは、前記以外の方法で契約金額を決定するものをいう。